

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区議会委員会条例の一部を改正する条例 (1)	2
江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例(2)	2

◎規 則

江東区保育所等における保育に関する規則 の一部を改正する規則(5)	3
江東区道路占用規則の一部を改正する規則 (6)	7
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(7)	7
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例施行規則の一部を改正する 規則(8)	11
江東区子どもプラザ条例の施行期日を定め る規則(9)	11
江東区子ども家庭支援センター条例の一部 を改正する条例中第2条の表江東区有明子 ども家庭支援センターの項の次に江東区住 吉子ども家庭支援センターの項を加える改 正規定及び第5条第1項の表江東区有明子 ども家庭支援センターの項の次に江東区住 吉子ども家庭支援センターの項を加える改 正規定の施行期日を定める規則(10)	11
江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正 する規則(11)	11
江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基 金条例施行規則及び江東区国民健康保険出 産費資金貸付基金条例施行規則の一部を改 正する規則(12)	13

◎告 示

指定居宅介護支援事業所の廃止について (36)	17
指定居宅介護支援事業所の指定について (37)	17
特別区道路線の区域変更について(38)	17
保管自転車の処分について（令和4年1 月下期）(40)	20
第1回区議会定例会の招集について(45)	20

都市計画の案について(46)	20
都市計画の案について(47)	21
行旅死亡人の告示について(48)	21
特別区人事及び厚生事務組合規約の変更 について(50)	21
保管自転車の処分について（令和4年2 月上旬）(52)	21
自動車臨時運行許可番号標の無効告示に ついて(54)	21
特定子ども・子育て支援施設等の確認に ついて(55)	21
特別区道路線の区域変更について(56)	22
特別区道路線の供用開始について(57)	24
区有通路の指定について(58)	26
指定介護予防支援事業所を運営する事業者 の廃止について(62)	28
指定介護予防支援事業所を運営する事業者 の廃止について(63)	28
指定居宅介護支援事業所の指定について (64)	28
指定居宅介護支援事業所の指定について (67)	28
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相 談支援事業所の指定について(68)	28
建築基準法第42条第1項第4号の規定に 基づく道路位置の指定について(70)	29

◎告 示（教）

令和4年第2回江東区教育委員会定例会の 招集(4)	29
令和4年第1回江東区教育委員会臨時会の 招集(5)	30
令和4年第2回江東区教育委員会臨時会の 招集(6)	30

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(3)	30
選挙人名簿からの抹消(4)	30
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、 3分の1の数及び6分の1の数(5)	30

◎告 示（監）

包括外部監査人補助者の解任通知(2)	31
包括外部監査報告書の公表(3)	31
令和3年度第3回定期財務監査の結果につ いて(4)	31

◎区 議 会

区議会議決事項	32
(令和 4 年第 1 回定例会)	

条

例

江東区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 2 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 号

江東区議会委員会条例の一部を改正する条例

江東区議会委員会条例（昭和 31 年 9 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 12 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止の観点から、委員会の招集場所への委員の参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第 14 条第 1 項及び第 28 条第 1 項に規定する出席委員とする。

4 前 3 項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 17 条に次のただし書を加える。

ただし、第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 2 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例
江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、江東区議会委員会条例（昭和31年9月江東区条例第7号）第12条の2第1項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会に、あらかじめ委員長の許可を得てオンラインにより出席した場合は、旅費を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規

則

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月10日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第5号

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則

江東区保育所等における保育に関する規則（平成10年3月江東区規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

年度 保育所等 利用申込書 (☐ 転所)

江東区長 殿
①の記載内容のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。
江東区福祉事務所長 殿
①及び②の記載内容のとおり、入園のしおりの内容を承諾した上で保育所等の利用申込みをします。

転所を希望の場合、上の□に
チェックをお願いします。
転所の必要がなくなった場合には
申込みの取下げが必要です。

教育・保育給付認定、保育施設の利用調整及び保育料の決定にあたり、マイナンバーの情報連携に同意します。
※ 申請児童が3名以上の場合にはコピーしてお使いください。

申込日 年 月 日

住 所	江東区		丁目		番		—		マンション名など		号	
	氏 名		生 年 月 日		年 齢		年1月1日時点の住民票所在地					
代表者 (※1)者	□父 □母	フリガナ		年 月 日		年 齢		☐ 江東区内 ☐ 江東区以外 (江東区以外の方は、住民登録地を下部にご記入ください。)				
		電 話 番 号		—		—	優先連絡先 に○(※2)	⇒ 個 人 番 号				
保 護 者②	□父 □母	フリガナ		年 月 日		年 齢		☐ 江東区内 ☐ 江東区以外 (江東区以外の方は、住民登録地を下部にご記入ください。)				
		電 話 番 号		—		—	優先連絡先 に○(※2)	⇒ 個 人 番 号				
① 申 請 児 童	申 請 児 童 ①						申 請 児 童 ②					
	氏 名		性別	生 年 月 日		クラス年齢	氏 名		性別	生 年 月 日		クラス年齢
	フリガナ			年 月 日		A.1の年齢	フリガナ			年 月 日		A.1の年齢
	個 人 番 号						個 人 番 号					
	申請区分						申請区分					
	☐ 既に教育・保育給付認定を受けている。 ☐ 2号認定を申請する(満3歳以上) ☐ 3号認定を申請する(満3歳未満)						☐ 既に教育・保育給付認定を受けている。 ☐ 2号認定を申請する(満3歳以上) ☐ 3号認定を申請する(満3歳未満)					
	申請児童の現在の主な保育状況(1つ)						申請児童の現在の主な保育状況(1つ)					
	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 知人 ☐ 親戚 ☐ 職場同伴 ☐ 認可保育園 ☐ 認証保育所 ☐ 幼稚園 ☐ その他認可外保育施設 ☐ 一時保育 ☐ 居宅訪問型保育 ☐ その他()						☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 知人 ☐ 親戚 ☐ 職場同伴 ☐ 認可保育園 ☐ 認証保育所 ☐ 幼稚園 ☐ その他認可外保育施設 ☐ 一時保育 ☐ 居宅訪問型保育 ☐ その他()					
	施設名						施設名					
所在地						所在地						
利用開始日		年 月 日				利用開始日		年 月 日				
② 利 用 希 望 園	施設コード	施設名((本園)・(分園)等正確にご記入ください)					施設コード	施設名((本園)・(分園)等正確にご記入ください)				
	第1希望						第1希望					
	第2希望						第2希望					
	第3希望						第3希望					
	第4希望						第4希望					
	第5希望						第5希望					
	利用希望開始月			年		月 1 日 から	同時に2人以上申込みの場合※3	申込み児童全員が同時に入れる場合のみ入所希望				
	保育短時間認定を希望する場合	☐ 保育短時間認定を希望する(9時～17時) ※ 保育短時間認定を希望しない場合は保育標準時間認定となります。						☐ 同一施設にならなければ入所(転所)しない ☐ 希望順位が低い施設でも、同一施設になることを優先 ☐ (別の施設でも)それぞれ希望順位が高い施設を優先				
	育児休業取得を理由に江東区の保育所等を一度利用解除した児童がいる場合(※4)	対象児童名	保育所等名		利用解除年月日	一部の申込み児童だけでも入所希望 ☐ 希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先 ☐ (別の施設でも)それぞれ希望順位が高い施設を優先						
	区使用欄							一人が入所できる場合のみ、もう一人の入所を希望				
電子番号	備考		担当		受付印	☐ 上の子は一人でも入所希望、下の子は同一施設となる時のみ希望 ☐ 下の子は一人でも入所希望、上の子は同一施設となる時のみ希望						

- (※1) ・今後保育園に関する通知の宛名は保護者代表者欄に記入した方となります。
・保護者代表者が世帯主以外でも構いませんが、父母のうち一方が江東区民でもう一方が区外在住者の場合、江東区民を保護者代表者としてください。
・申請児童又はきょうだいが在園しており、今回申請された保護者代表者と既に登録されている保護者代表者が異なる場合は、既に登録されている保護者代表者から変更されません。
- (※2) ○が両親ともついていない場合は、保護者代表者を優先連絡先とします。
- (※3) F及びGは3人以上同時申込では選択できません。入園のしおりP. に、きょうだいで申込む場合の選択方法の説明があります。
- (※4) 記載がない場合は、調整指数15番の加点の対象とはなりませんのでご注意ください。

家 庭 状 況 届

★区ホームページにエクセル形式のファイル、記載例及び記載方法の解説動画を掲載しています★

教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用を申込み理由について、それぞれ該当する□にチェックをし、必要事項をご記入ください。

※ 就労事由で利用申込みを行う場合、原則として、就労証明書等の記載内容に基づき、指数付けを行います。

事由	父 の 状 況				事由	母 の 状 況					
就 労	外 勤	勤 務 形 態	☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他()			就 労	外 勤	勤 務 形 態	☐ 正規社員 ☐ 派遣社員 ☐ 非常勤 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ その他()		
		育 児 休 業 中	年 月 日復職予定					育 児 休 業 中	年 月 日復職予定		
		短時間勤務	取得 予定 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 勤務 時間 時 分 ～ 時 分 ※ 短時間勤務で取得予定の時間をご記入ください。					短時間勤務	取得 予定 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 勤務 時間 時 分 ～ 時 分 ※ 短時間勤務で取得予定の時間をご記入ください。		
		自営 事 業 形 態	☐ 中心者 ☐ 協力者					自営 事 業 形 態	☐ 中心者 ☐ 協力者		
		単身赴任	☐ 赴任中・予定有 ☐ 無					単身赴任	☐ 赴任中・予定有 ☐ 無		
転職・離職予定		☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日			転職・離職予定		☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日				
求 職	☐ 就労内定 ☐ 未定				求 職	☐ 就労内定 ☐ 未定					
出 産					出 産	予定日 年 月 日					
疾 病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院 (1か月に 日又は1週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)				疾 病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院 (1か月に 日又は1週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)					
障 心 害 身	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 └ 手帳名・等級 (手帳 級・度)				障 心 害 身	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 └ 手帳名・等級 (手帳 級・度)					
介 看 護	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養		*被介護者は ☐ 同居の ☐ 別居の 続柄(申請児童からみた) ... 氏名 ...		介 看 護	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養		*被介護者は ☐ 同居の ☐ 別居の 続柄(申請児童からみた) ... 氏名 ...			
通 学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 (大学・大学院) ☐ 高校・高等専門学校				通 学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 (大学・大学院) ☐ 高校・高等専門学校					
	在学(予定)期間 年 月 日 ～ 年 月 日					在学(予定)期間 年 月 日 ～ 年 月 日					
不 存 在	年 月 日 から下記の理由で不存在 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由()				不 存 在	年 月 日 から下記の理由で不存在 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由()					
	児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない					児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない					

申込以降に引越し予定がある場合	転居先住所	引越予定日 年 月 日
-----------------	-------	-------------

生 活 保 護 の 状 況	☐ 受けていない ☐ 申請中 ☐ 受けている (年 月 日 から受給)
---------------	---

祖 父 母 の 状 況	父 方	氏 名	生 年 月 日	年齢※1	居住状況	住所又は不存在理由	職 業 等
		祖父	年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()
		祖母	年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()
		祖父	年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()
	母 方	祖母	年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()

(18歳以上含む)※2	氏 名	生 年 月 日	年齢※1	申請児童からみた続柄	居住状況	職業・学校・保育園名等
		年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居	
		年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居	
		年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居	
		年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居	

※1 年齢…祖父母の状況及び申請児童を除く扶養児童についての年齢は、入園希望月1日時点での年齢をご記入ください。

※2 申請児童を除く扶養児童のうち、区外に別居中の児童がいる場合は、別途書類が必要となる場合がありますので 係まで直接お問い合わせください。

児童の健康状況申告書 (年 月 日記入)

児童名 歳 か月 (記入日時点)

先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で、病院や施設に通っていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 病名、障害名等：() 病院名・施設名： 墨東・東部療育・CoCo・親子教室・その他 受診： 年・月・週に()回 通院・通所の目的 (治療 ・ 経過観察 ・ 療育 ・ その他【 】)		
先天性の病気や慢性疾患による医療的ケアがありますか。	いいえ	はい
「はい」の場合の医療的ケアの内容 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④経管栄養 ⑤酸素吸入 ⑥その他()		
障害者手帳等の交付を受けていますか。	いいえ	はい
種別【身体・愛の手帳(療育)・精神】	等級【 級(度) 級(度)】	
アレルギー疾患と診断されていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 ①気管支喘息 ②アレルギー性鼻炎(花粉症) ③アレルギー性結膜炎(花粉症) ④アトピー性皮膚炎 ⑤食物アレルギー() ⑥その他()		
心身、言語等の発達において気になることがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合どんなことですか []		
① 生まれた時の状況は	正常 帝王切開 吸引 早産 仮死	
② 生まれた時の体重は	2000g以上 (g)	2000g未満 (g)
③ 生まれたのは妊娠何週でしたか	36週以上 (週)	36週未満 (週)
※②で2000g未満、又は③で36週未満だった方のみ回答	現在の身長(cm)・体重(g)	
④ 首がすわったのはいつ頃ですか (※記入日時点で月齢5か月以上の場合のみ回答)	(か月・まだ)	
⑤ ひとりすわりができるようになったのはいつ頃ですか (※記入日時点で月齢5か月以上の場合のみ回答)	(か月・まだ)	

《記入日時点で1歳6か月以上のお子様については、以下の⑥～⑰もご回答ください。》

⑥ 歩きはじめたのはいつ頃ですか	(か月・まだ)
⑦ 理由なく突然たいたり、かみついたり奇声をあげたりしますか	いいえ はい
⑧ 生活に支障をきたす程、特定のことにこだわりますか(数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)	いいえ はい
⑨ 次のことを極端に嫌がりますか(人に触れられる・大きな音など)	いいえ はい
⑩ 後追いをしますか(しましたか)	はい いいえ
⑪ 名前を呼ばれたら返事しますか(呼ばれたことが分かり反応する)	はい いいえ
⑫ 意味のある単語(物の名称など)を話しますか	はい いいえ
⑬ 話しかけられた人と目を合わせますか	はい いいえ
⑭ 簡単な指示を理解できますか(「～チョウダイ」「マッテテネ」など)	はい いいえ
⑮ 危険な行為を、大人の表情や簡単な言葉かけでやめる事ができますか	はい いいえ
⑯ あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか	はい いいえ
⑰ ほかに子どもや周囲に関心を示しますか	はい いいえ

下記に同意の上、□にチェックをし、ご署名をお願いいたします。

☐ 「児童の健康状況申告書」を入園が内定した園等に通知することに同意します。☐ 記入内容に偽り等が判明した場合は、入園を取り消されても異議ありません。

年 月 日

保護者署名

(区使用欄)

聞き取り	有・無
入力	有・無

※本申告書は、申込児童1名につき1面を使用してください。申込児童が2名の場合は表面・裏面を、3名以上の場合は本紙をコピーしてご使用ください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月10日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第6号

江東区道路占用規則の一部を改正する規則
江東区道路占用規則（昭和52年9月江東区規則第45号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「連署のうえ」を「連名で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月10日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第7号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月江東区規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第1号様式」を「別記第1号様式」に、「第2号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第4条中「または」を「又は」に、「第5号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第5条第1項の表(1)の項中「第6号様式(甲)」を「別記第6号様式(甲)」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第2条関係)」に、「特別区税の」を「、特別区税の」に、「場合には必ず」を「場合は、必ず」に、「呈示」を「提示」に、「または」を「又は」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第2条関係)」に、「場合には」を「場合は」に、「呈示」を「提示」に、「または」を「又は」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式及び別記第6号様式(甲)を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

納税管理人申告(承認申請・認定申請)書				
年 月 日				
江東区長 殿 納税義務者 課 税 住 所 今後の住所 事務所(事業所)所在地 氏名(名称) 江東区において私の納付すべき税に係る区の徴収金について、江東区特別区税条例の規定に基づき、納税管理人を下記のとおり申告(承認申請・認定申請)します。 (該当事項のいずれかに○をつけてください。) 1 江東区内に住所等を有する納税管理人の指定又は変更(解任)の申告 2 江東区外に住所等を有する納税管理人の指定又は変更(解任)の承認申請 3 納税管理人を定めないことに関する認定申請 記				
新 納税管理人 (指定又は変更 の場合に記入)	住所等		電話番号	
	氏名(名称)		生年月日	年 月 日
旧 納税管理人 (変更又は解任 の場合に記入)	住所等		電話番号	
	氏名(名称)		生年月日	年 月 日
納税管理人を 定めない場合 (解任を含む。)	(納税管理人を定めなくても徴収の確保に支障がない理由)			

承認(認定)書	
第 号 年 月 日	
☐ 上記の者を納税管理人として承認(変更を含む。)する。 ☐ 上記の者を納税管理人から解任することを承認する。 ☐ 納税管理人を定めることを要しないと認定する。	
江東区長	印

別記第6号様式（甲）（第5条関係）

年度
都 民 税 申 告 書

整理番号
江東区長殿
業種又は職業
電話番号
提出年月日
氏名
個人番号
生年月日
世帯主の氏名
続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項（収入がなかった方で⑩～⑳のいずれにも該当しない方は、以下の記入は不要です。）

⑫（要証明書）
損害の原因
損害年月日
損害を受けた資産の種類
雑損控除
損害金額
保険金などで補てんされる金額
差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑬（要明細書）
支払った医療費等（A）
保険金などで補てんされる金額（B）
差引負担額（A-B）
医療費控除
⑭ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を選択する
⑮ 健康保険
社会保険料
介護保険
控除
⑯（要証明書）
新生命保険料の計
56
旧生命保険料の計
44
生命保険料
新個人年金保険料の計
57
旧個人年金保険料の計
45
控除
介護医療保険料の計
58
⑰（要証明書）
地震保険料の計
47
旧長期損害保険料の計
46
⑱ 寡婦、ひとり親控除
⑲ 勤労学生控除（要証明書）
⑳ 障害者控除
㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除
㉒ 扶養控除
㉓ 基礎控除
㉔ 雑損控除
㉕ 医療費控除
㉖ 合計
㉗ 雑損控除
㉘ 医療費控除
㉙ 合計
㉚ 雑損控除
㉛ 医療費控除
㉜ 合計
㉝ 雑損控除
㉞ 医療費控除
㉟ 合計
㊱ 雑損控除
㊲ 医療費控除
㊳ 合計
㊴ 雑損控除
㊵ 医療費控除
㊶ 合計
㊷ 雑損控除
㊸ 医療費控除
㊹ 合計
㊺ 雑損控除
㊻ 医療費控除
㊼ 合計
㊽ 雑損控除
㊾ 医療費控除
㊿ 合計

5 給与・公的年金等に係る所得以外（年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の特別区民税・都民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）【2】

□ 自分で納付（普通徴収）【6】

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第5条第9項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

生保控除 802
地震控除 803
住 借 102

バーコード
0123456789
保存有 裏面有
処理欄
F

9

6 給与収入の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月 収
1		円		円
2		円		円
3		円		円
4		円		円
5		円		円
6		円		円
7		円		円
8		円		円
9		円		円
10		円		円
11		円		円
12		円		円
賞 与 等				円
合 計				円
勤務先所在地				
勤 務 先 名				
電 話 番 号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円
			国外株式等に係 る外国所得税額	円

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

※「雑目」のうち、「現金主義の特例」を適用する業務の場合は□にチェックを入れてください（詳しくは、「申告の手引き」の7ページをご覧ください）。

種目	所得の生ずる場所	収入金額 (a)	必要経費 (b)	所得 (a-b)
□業務		円	円	円
□業務		円	円	円
雑所得の合計				円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額 (A)	必要経費 (B)	差引金額 (C) (A - B)	特別控除額 (D)	所得金額 (C - D)
総合譲渡 短期	円	円	円	円	円
総合譲渡 長期	円	円	円	円	円
一 時	円	円	円	円	円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。					円
ニ 合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]					円

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除) 額
1			円
2			円
3			円
所得税における青色申告の承認の有無			
承認あり ・ 承認なし			
合計額			

13 事業税に関する事項

非課税 所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の 不動産所得	円
事業用 資産の 譲渡損 失など	円
前年中の 開廃業	開始 ・ 廃止 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

※国外に居住している方を扶養している場合は要証明書

氏名	住所
1	
2	
3	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

15 寄附金に関する事項（要証明書・領収書）

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	
東京都共同募金会 日本赤十字社東京都支部・都道府 県、市区町村分 (特例控除対象以外)	円
条 例 指 定 分	東 京 都
	江 東 区

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合の 住所

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月10日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第8号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 病気休暇（週3日以上又は年間121日以上勤務する職員に係る休暇に限る。）

第8条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 妊娠出産休暇

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

江東区こどもプラザ条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和4年2月22日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第9号

江東区こどもプラザ条例の施行期日を定める規則

江東区こどもプラザ条例（令和3年7月江東区条例第16号）の施行期日は、令和4年5月1日とする。

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例中第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定及び第5条第1項の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加え

る改正規定の施行期日を定める規則を公布する。

令和4年2月22日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第10号

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例中第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定及び第5条第1項の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定の施行期日を定める規則

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例（令和3年7月江東区条例第17号）中第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定及び第5条第1項の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定の施行期日は、令和4年5月1日とする。

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月22日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第11号

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

江東区住民基本台帳事務規則（昭和63年3月江東区規則第2号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

(の)

戸 籍 の 附 票

本 氏	籍 名	
	日	
附票に記録されている者	【名】 【生年月日】 【性 別】 【住 所】 【住定日】	
附票に記録されている者	【名】 【生年月日】 【性 別】 【住 所】 【住定日】	
附票に記録されている者	【名】 【生年月日】 【性 別】 【住 所】 【住定日】	

発行番号 - - 江東区

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

江東区長

別記第5号様式 (第3条関係)

本 籍									
東京都江東区									
住 所									
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
出生					出生				
年					年				
月					月				
日					日				
性別					性別				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月22日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第12号

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金
 条例施行規則及び江東区国民健康保険出
 産費資金貸付基金条例施行規則の一部を改
 正する規則

(江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第1条 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則（昭和52年9月江東区規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

決 裁		年	月	日
係員	係長	課長	部長	

国民健康保険高額療養費資金貸付申請書(年 月診療分)

年 月 日

江東区長 殿

借受者住所 江東区

方

電話()

氏名

国民健康保険高額療養費資金の貸付けを受けたいので、証明書等を添え下記のとおり申請します。

記

被 保 険 者 証	記号	08—	番号	
療養を受けた被保険者	氏 名			
	生年月日	年 月 日	世 帯 主 との続柄	

ここより下は記入しないでください。

〈調査表〉

領 収 書 ・ 請 求 書 に よ る 貸 付 額		受 付 番 号	第 号
請 求 支 給 額 (A)		貸付決定番号	第 号
保 険 給 付 以 外 分 (B)		貸 付 決 定 日	年 月 日
保 険 給 付 額 (A-B) (C)		貸 付 決 定 額	円
自 己 負 担 額 (D)		備考(調査状況等) 窓口に来た方の住所・氏名・世帯主との関係	
高 額 療 養 費 額 (C-D) (E)			
貸付限度額 $E \times 9/10$ (F)			
貸 付 決 定 額 (G)			
清 算 払 推 定 額 (E-G) (H)			

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第3条関係）」に改め、「平成」を削り、「、または」を「又は」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第4条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第4条関係）」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第4条関係）」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第6条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第7条関係）」に改め、「印」を削り、同様式を別記第7号様式とする。

（江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の一部改正）

第2条 江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則（平成13年10月江東区規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

国 民 健 康 保 険
出産費資金貸付申込書 兼
相 殺 契 約 申 込 書

江東区長 殿

年 月 日

申込者(世帯主)

住 所 江東区

電 話 ()

氏 名

国民健康保険出産費資金の貸付けを受けたいので、証明書等を添え、下記のとおり申し込みます。

また、出産費資金貸付けの申込みを行うに当たり、出産後に江東区から支給される出産育児一時金と出産費資金償還金を対等額において相殺する旨の停止条件付相殺契約についても併せて申し込みます。

記

被 保 険 者 証	記 号	08—	番 号	
出 産 予 定 の 被 保 険 者	氏 名		世帯主との続柄	
	生 年 月 日	年	月	日
	資格取得日	年	月	日
出産予定年月日		年	月	日
出 産 予 定 の 医 療 機 関	名 称			
	所 在 地			

受 付 番 号	第 号
貸付決定番号	第 号
貸付決定日	年 月 日
貸付決定額	円
入 力 日	年 月 日
清 算 日	年 月 日

第2号様式中「平成」を削り、同様式を別記第2号様式とする。

第3号様式を別記第3号様式とし、第4号様式を別記第4号様式とし、第5号様式を別記第5号様式とし、第6号様式を別記第6号様式とする。

第7号様式中「印」を削り、同様式を別記第7号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告

示

◎江東区告示第36号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年2月9日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370800094
- 2 事業所の名称及び所在地
フォービスライフ江東
東京都江東区亀戸六丁目25番1号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
日本フォームサービス株式会社
東京都江東区亀戸四丁目36番14号
代表取締役 齋藤 太誉
- 4 廃止年月日
令和4年1月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第37号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年2月9日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370800094
- 2 事業所の名称及び所在地
フォービスライフ江東
東京都江東区亀戸六丁目25番1号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
フォービスライフ株式会社
東京都江東区亀戸六丁目25番1号
代表取締役 齋藤 太誉
- 4 指定年月日
令和4年2月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 2 月 9 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	深 9 7 号	江東区富岡一丁目 3 1 番 1 先から 江東区富岡一丁目 3 1 番 2 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

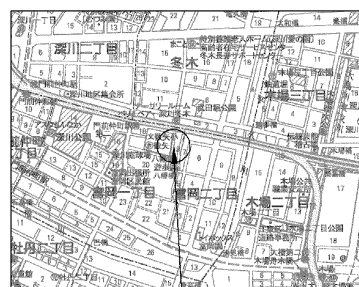
特別区道深97号区域変更略図

江東区富岡一丁目地内

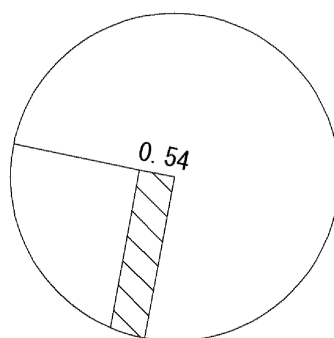


編入区域

編入面積 37.89 平方メートル

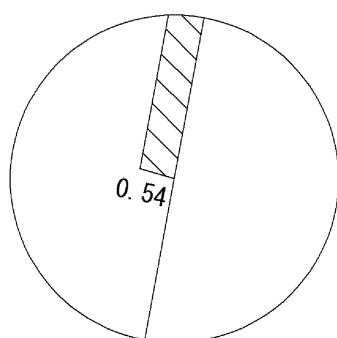


区域変更箇所



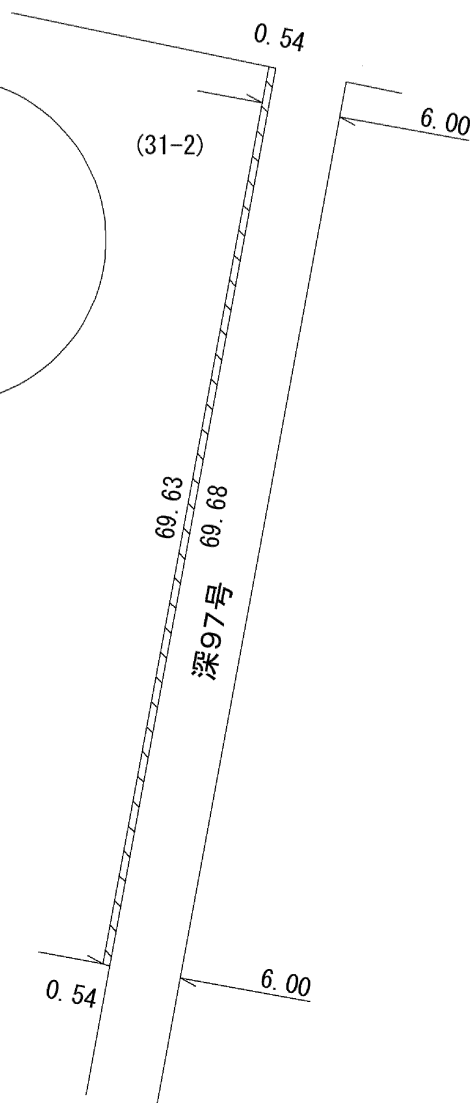
詳細図

富岡一丁目



詳細図

(31-1)



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 4 0 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 2 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 4 5 号

下記事件につき、令和 4 年第 1 回江東区議会定例会を 2 月 2 4 日に招集する。

令和 4 年 2 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 審査請求に関する諮問について
- 2 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 9 号）
- 3 令和 3 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 3 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 3 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 4 年度江東区一般会計予算
- 7 令和 4 年度江東区国民健康保険会計予算
- 8 令和 4 年度江東区介護保険会計予算
- 9 令和 4 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 1 0 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 1 1 議決を得た契約の契約変更について（江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約）
- 1 2 議決を得た契約の契約変更について（江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約）
- 1 3 議決を得た契約の契約変更について（江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約）
- 1 4 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

- 1 5 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 6 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 7 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 8 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 9 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 0 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
- 2 1 江東区保育所条例の一部を改正する条例
- 2 2 江東区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例
- 2 3 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 2 4 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例
- 2 5 江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 2 6 江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
- 2 7 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 8 江東区東京オリンピック・パラリンピック基金条例を廃止する条例
- 2 9 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 4 6 号

都市計画の案について

東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 2 月 1 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画臨海副都心青海地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	江東区青海一丁目、青海二丁目及び品川区東八潮各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側）及び江東区役所都市整備	

	部都市計画課（庁舎5階）
縦覧期間	公告日から2週間
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

◎江東区告示第47号

都市計画の案について

東京都市計画防災街区整備方針の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和4年2月17日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画防災街区整備方針	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	千代田区、中央区及び港区を除く特別区の市街化区域全域
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	
縦覧期間	公告日から2週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第48号

行旅死亡人について

下記の者は、令和3年12月20日午後2時20分、江東区南砂6丁目4-1都営南砂六丁目アパート2階踊り場で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和4年2月18日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 死亡人 | 本籍、住所及び氏名不詳、女性 |
| 2 特 徴 | 身長166センチメートル、年齢40歳から50歳くらい（推定）、小太り、黒髪 |

◎江東区告示第50号

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更につい

て

特別区人事及び厚生事務組合規約を次のとおり変更することについて、令和4年1月26日付で東京都知事から特別区人事・厚生事務組合宛てに許可する旨の通知があったので公表する。

令和4年2月21日

江東区長 山 崎 孝 明

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。

◎江東区告示第52号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年2月22日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第54号

下記の許可貸与した自動車臨時運行許可番号標は、回収不能となったため、これを無効とする。

令和4年2月24日

江東区長 山 崎 孝 明

記

足立 63 - 31 江東

足立 64 - 22 江東

◎江東区告示第55号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第

58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 25 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
ひまわり キッズガ ーデン有 明	江東区有明 1 - 4 - 1 1	令和 3 年 1 1 月 1 日	一時預かり事業

◎江東区告示第 56 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 2 月 25 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 25 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	江 598 号	江東区豊洲六丁目 105 番 2 先から 江東区豊洲六丁目 105 番 1 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

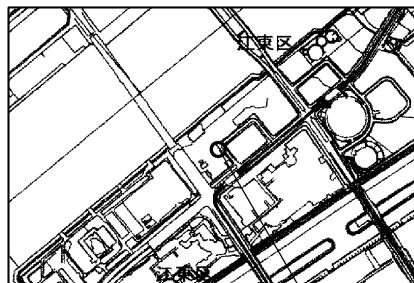
特別区道江 5 9 8 号区域変更略図

江東区豊洲六丁目地内

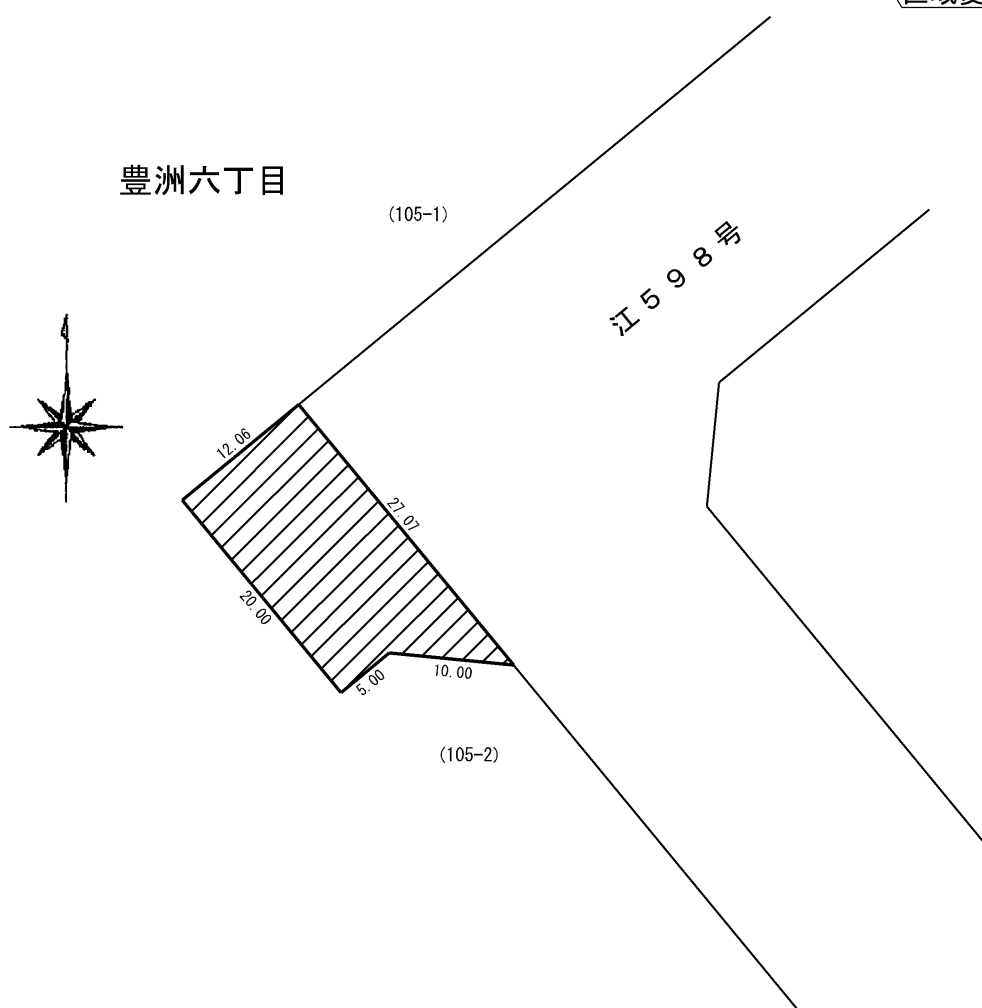


編入区域

面 積 266.40平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル

※（ ）内は地番

◎江東区告示第 57 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 2 月 25 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 4 年 2 月 25 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整 理 番 号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 598 号	江東区豊洲六丁目 105 番 2 先から 江東区豊洲六丁目 105 番 1 先まで	次図表示 のとおり

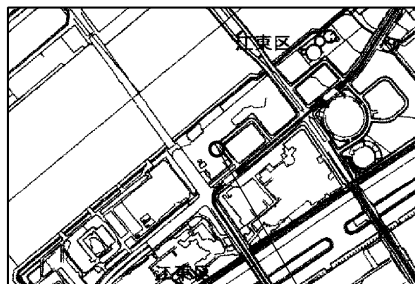
特別区道江 5 9 8 号区域変更略図

江東区豊洲六丁目地内

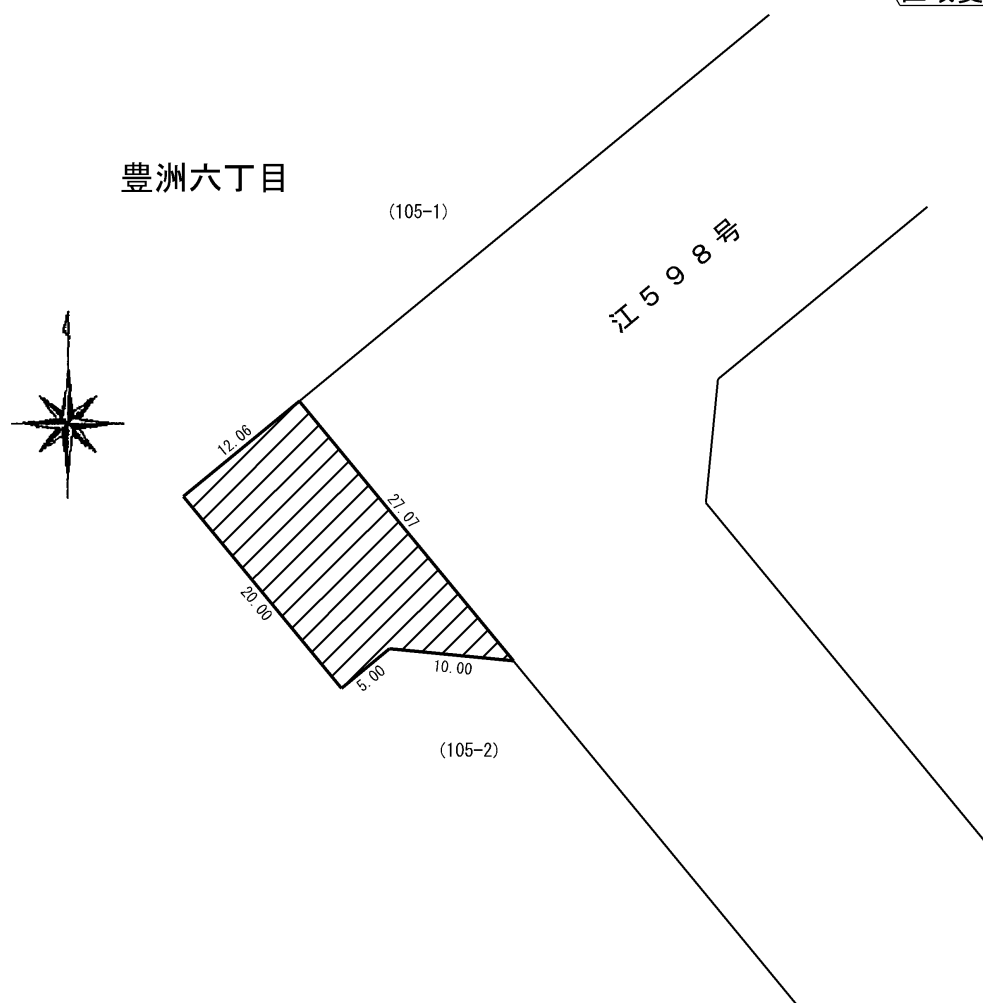


編入区域

面 積 266.40平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル

※（ ）内は地番

◎江東区告示第 5 8 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路を下記のとおり指定する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 2 月 2 5 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 2 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (㎡)	備 考
6 2 6 1 号	江東区豊洲六丁目 1 0 5 番 5 先から 江東区豊洲六丁目 1 0 5 番 2 先まで	20.00 ～ 40.00	111.32	3380.4 4	立体的区域の指定あり

江東区区有通路6261号指定略図

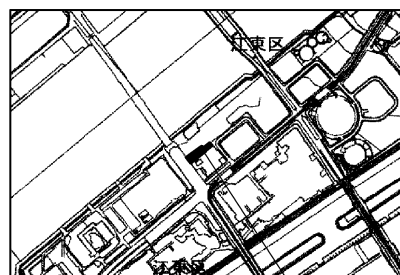
江東区豊洲六丁目地内



指定区域



立体的区域※

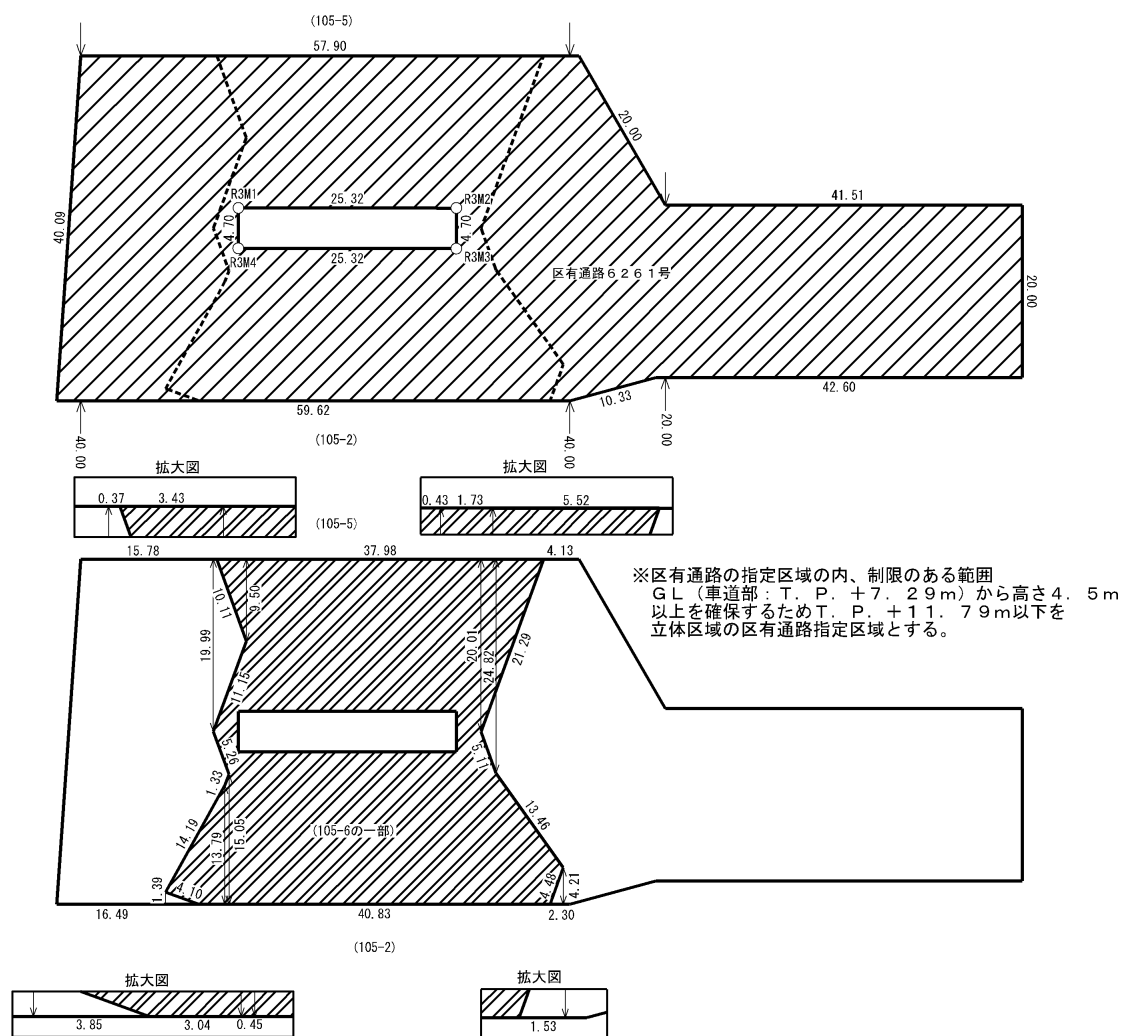


指定箇所

延 長 111.32メートル

幅 員 20.00～40.00メートル

面 積 3380.44 平方メートル



◎江東区告示第 6 2 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 5 第 2 項の規定により指定介護予防支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 0 0 8 0 0 1 7 2
- 2 事業所の名称及び所在地
亀戸長寿サポートセンター
東京都江東区亀戸一丁目 3 0 番 8 号 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
日本フォームサービス株式会社
東京都江東区亀戸四丁目 3 6 番 1 4 号
代表取締役 齋藤 太誉
- 4 廃止年月日
令和 4 年 2 月 2 8 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 6 3 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 5 第 2 項の規定により指定介護予防支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 0 0 8 0 0 1 2 3
- 2 事業所の名称及び所在地
海辺長寿サポートセンター
東京都江東区海辺 1 2 番 1 3 号小野ビル 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
日本フォームサービス株式会社
東京都江東区亀戸四丁目 3 6 番 1 4 号
代表取締役 齋藤 太誉
- 4 廃止年月日
令和 4 年 2 月 2 8 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 6 4 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居

宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 6 6 1
- 2 事業所の名称及び所在地
ケア 2 1 大島
東京都江東区大島六丁目 9 番 7 号メイゾン
キムラ 1 0 2 号室
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケア 2 1
大阪府大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号
代表取締役 依田 雅
- 4 指定年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 6 7 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 6 8 7
- 2 事業所の名称及び所在地
B P ケアプランセンター
東京都江東区深川一丁目 1 1 番 4 号吉川第
二ビル 4 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
B o d y P i o n e e r 株式会社
東京都江東区深川一丁目 1 1 番 4 号
代表取締役 河合 眞哉
- 4 指定年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 6 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示

する。

令和4年3月2日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人結ぶ会
東京都港区南青山七丁目11番8号
- 2 事業所の名称及び所在地
NPO法人結ぶ会
東京都江東区豊洲4-10-1-1205
- 3 指定年月日
令和4年3月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
身体障害者
知的障害者
障害児
難病等対象者

◎江東区告示第70号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4
2条第1項第4号の規定に基づく道路について、
下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課にお
いて縦覧に供する。

令和4年3月3日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第4号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和4年3月3日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区富岡一丁目31番68、31番68先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
指定 延長 69.651m 幅員 6.0
0m

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第4号

下記により、令和4年第2回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和4年2月7日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和4年2月10日（木）
午前10時
- 2 場所 江東区文化センター
- 3 議題
日程第1 議案第1号 令和3年度江東区一
般会計補正予算（第
9号）
日程第2 議案第2号 令和4年度江東区一
般会計予算
日程第3 議案第3号 議決を得た契約の契
約変更について（江
東区立数矢小学校校
舎増築その他改修工
事請負契約）
日程第4 議案第4号 議決を得た契約の契
約変更について（江
東区立数矢小学校校
舎増築その他電気設
備改修工事請負契約）
日程第5 議案第5号 議決を得た契約の契
約変更について（江
東区立数矢小学校校
舎増築その他機械設
備改修工事請負契約）
日程第6 議案第6号 江東区立幼稚園教育
職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する
条例の一部を改正す
る条例
4 報告事項
(1) 江東区中国語等専門員講師派遣事業委託プ
ロポーザルの選定結果について ほか
5 協議事項
(1) 総合区民センター改修工事に伴う城東図書
館の臨時休館について

◎江東区教育委員会告示第5号

下記により、令和4年第1回江東区教育委員会

臨時会を招集する。

令和 4 年 2 月 18 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 2 月 22 日 (火)
午前 10 時
- 2 場所 江東区文化センター
- 3 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
ほか
- 4 協議事項
 - (1) 第三次江東区こども読書活動推進計画の策
定について

◎江東区教育委員会告示第 6 号

下記により、令和 4 年第 2 回江東区教育委員会
臨時会を招集する。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 4 年 3 月 4 日 (金)
午前 9 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 号

江東区選挙管理委員会委員長に次の者が就任し
た。

令和 4 年 2 月 18 日

江東区選挙管理委員会

東京都江東区東砂二丁目 15 番 8-1017 号
小 西 典 子

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 2
8 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿か
ら、別紙のとおり 2 名を抹消した。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74
条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併
の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号)
第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙
権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方
自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81
条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政
の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第
162 号) 第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有
する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数
と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市
町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及
び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者
の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 491
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数
の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合
算した数
137, 424
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
70, 757

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第8項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。については、同法第252条の3第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和4年2月8日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆずる

記

- 1 包括外部監査人補助者を解任された者

天野 修	千葉県松戸市六実四丁目 8番地の4-205号
小泉 妙美	東京都江東区東砂七丁目 5番22-904号
郷田 尚美	東京都江東区豊洲三丁目 6番5-4203号
寺澤 智行	東京都江東区豊洲五丁目 6番29-633号
寺村 航	東京都港区南青山五丁目 4番6-403号
幡田 宏樹	東京都江東区東雲一丁目 9番50-2909号
濱崎 俊幸	東京都江東区亀戸五丁目 17番11-701号

- 2 解任された日

令和4年1月31日

◎江東区監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第3項の規定に基づき、別添「令和3年度包括外部監査報告書」のとおり公表する。

令和4年2月8日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆずる

[別紙省略]

◎江東区監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項、江東区監査基準(令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号)第17条の規定に

基づき、令和3年度第3回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年2月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆずる

[別紙]

令和3年度第3回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和元年度、2年度及び3年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和2年度及び3年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

2 監査の対象施設

- (1) 豊洲特別出張所
- (2) 出張所
白河、小松橋(区民館を含む)、砂町(区民館を含む)
- (3) 福祉会館
古石場、塩浜、東陽、東砂
- (4) 保育園
深川一丁目、古石場、東雲第二、大島第三、大島第四、小名木川第二、亀高第二、東砂、東砂第三、南砂第三
- (5) 児童館
森下、古石場、塩浜、豊洲、辰巳
- (6) 江東きッズクラブ・学童クラブ
きッズクラブ元加賀、きッズクラブ東川、きッズクラブ越中島、きッズクラブ塩浜・塩浜学童クラブ、きッズクラブ辰巳児童館・辰巳学童クラブ
- (7) 日光高原学園

3 監査の実施期日

令和3年10月4日から同年11月30日までのうち32日間

第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。また、日光高原学園の現地視察を行った。

なお、備品管理事務について重点監査項目として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の備品管理事務について

も同様であった。ただし、一部施設において、利用者への配慮が求められる事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第 4 監査委員意見

施設の安全性や利便性の維持・向上を図ることは施設管理者の責務であるが、今回監査対象とした児童館のうち複数の児童館において、玄関扉における安全対策や、利用者への配慮が必要な事例が見受けられたため意見を述べる。

児童館は、0 歳児から高校生世代までだれでも自由に利用できる施設であるが、近年は乳幼児及びその保護者の交流の場としての役割が大きく、実際の利用者数から見ても乳幼児と保護者が多くを占めている。

今回の監査では、こうした実態も踏まえつつ施設監査を行ったが、複数の児童館において扉と扉枠の隙間や、両開き式玄関扉の扉同士の間隙に、手指等を挟み込んでしまうことが懸念される構造となっていた。このままでは、強風などで急に玄関扉が閉まった場合、幼児等に対する重大な事故を引き起こしかねない。安全確保のための対策を早急に講じられたい。

また、近年はベビーカーで来館する保護者が増加しているが、ベビーカーを操作しながら手で玄関扉を開閉することは容易でなく、多くの利用者が不便を感じていることも思料される。区民サービス向上の観点から、自動扉への改修などを検討されたい。

児童館に限らず、各施設を所管する部局におかれては、当該施設の利用者層の変化などの実態を踏まえ、現在の設備が適切なものとなっているか否かを点検のうえ、必要な改善を図られたい。区の施設が利用者の実態を踏まえた、より安全・安心なものとなることを期待する。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 4 年第 1 回定例会）

2 月 2 4 日から開会した令和 4 年第 1 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（議員提出）

- 議員提出議案第 1 号 江東区議会委員会条例の一部を改正する条例
議員提出議案第 2 号 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(2 月 2 4 日可決)

2 その他の議決事項等

令和 3 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

令和 4 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(以上 2 月 2 4 日設置及び選任)